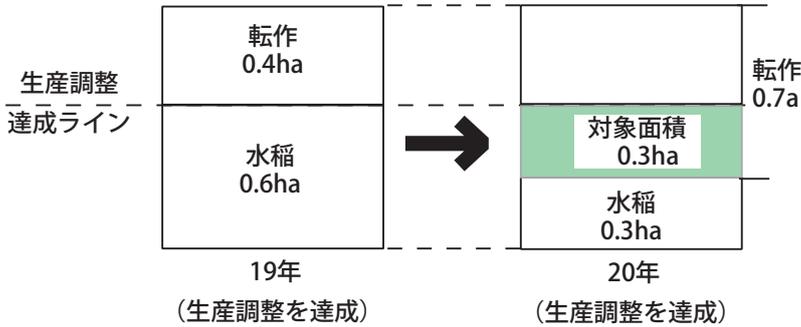


【緊急一時金に関するQ & A】

(問) 緊急一時金の対象になる面積について詳しく教えてほしいのですが？

(答) 転作を拡大した面積が対象になります。下の図をご覧ください。

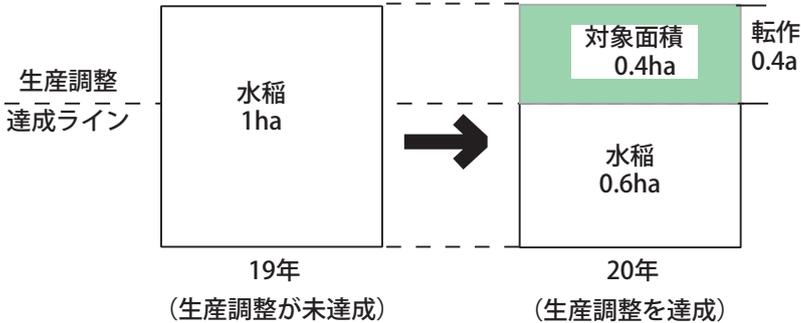
【19年に生産調整をしていた方 (①の長期生産調整実施契約の場合)】



- 生産調整を拡大した面積
【20年】0.7ha－【19年】0.4ha＝0.3ha
- 助成を受けられる金額
0.3ha×5万円/10a＝15万円

このケースでは15万円を受け取れます

【19年に生産調整をしていなかった方 (①の長期生産調整実施契約の場合)】



- 生産調整を拡大した面積
【20年】0.4ha－【19年】0ha＝0.4ha
- 助成を受けられる金額
0.4ha×3万円/10a＝12万円

このケースでは12万円を受け取れます

(問) 「緊急一時金」をもらおうと、今までの産地づくり交付金はもらえないの？

(答) そんなことはありません。協議会で設定していれば「緊急一時金」をもらった上で、産地づくり交付金やその他の支援策を受けることができます。

(問) 「緊急一時金」を受けるためには5年間 (②の非主食用米低コスト生産の場合は3年間) 生産調整を行うという契約書を結ぶことになっているけれど契約の途中で生産調整を達成しなかった場合はどうなるの？

(答) 今回の「緊急一時金」では契約期間内での生産調整の達成が要件になっていますので、契約の途中で、生産調整が達成されなかった場合には、緊急一時金を全額返還していただくことになります。

(問) 「緊急一時金」は、契約期間中の毎年もらえるの？

(答) 一時金が受けられるのは、今年だけです。

◆問い合わせ先

茨城県水田農業推進協議会

- ・ J A 茨城県中央会 (県営営農支援センター水田農業対策室)
☎ 029-219-0255
- ・ 茨城県 農林水産部農産課
☎ 029-301-3926
- ・ 茨城県県南地方総合事務所農業課
☎ 029-822-8522
- ・ 茨城農政事務所食糧部計画課
☎ 029-221-2186
- ・ 谷和原庁舎農政課
☎ 58-2111 (内線8153)
- ・ つくばみらい市水田農業推進協議会 (担い手支援センター)
☎ 58-5747

1月9日、つくば市ふれあいプラザにおいて、つくば地区うまい米づくりコンクールの表彰式が行われました。

当市では高品質米部門において、菊地 久さん(写真右)が茨城県農林水産部長賞を、高野智光さん(写真左)がつくばみらい市長賞を受賞されました。

これは、高品質米生産基本技術により生産されたお米において、おいしさの指標となる玄米粗タンパク含量・食味値・千粒重について、特に優秀な成績を収めた生産者に贈られる賞です。両氏には、今後とも他産地に負けないさらなるうまい米づくりが期待されます。



つくば地区うまい米
づくりコンクール